

令和4年度 原子力災害時の避難行動説明会での質疑応答について

令和4年11月から12月の間に、計5回の説明会を開催しました。
説明会の会場における、ご質問と回答を公表します。

目次

1 避難等の実施体制について	P 1
(1) 安定ヨウ素剤の緊急配布について	
(2) 市職員の避難について	
(3) バス避難の際の運転手について	
(4) バス避難における避難所への移動について	
(5) 警察などの交通誘導について	
(6) 最悪の被害想定での避難について	
2 避難等に係る広報について	P 2
(1) 広域避難の動画・ガイドマップのQRコードについて	
3 避難先について	P 2
(1) 避難途中における避難先の変更について	
4 避難経路について	P 2
(1) 相良・牧之原インターチェンジの利用について	
5 避難退域時検査場所について	P 3
(1) 放射性物質放出前避難証明書について	
(2) 避難退域時検査場所の開設について	
6 要配慮者の避難について	P 3
(1) 社会福祉施設の避難計画について	
7 原子力災害広域避難計画について	P 3
(1) 避難計画の認可について	
(2) 避難人口や避難車両数について	
8 原子力防災の周知について	P 4
(1) 原子力防災の意識高揚について	
(2) 原子力防災訓練について	
9 損害賠償について	P 5
(1) 損害賠償の範囲について	

1 避難等の実施体制について

(1) 安定ヨウ素剤の緊急配布について

Q 1 原子力防災ガイドマップの5Pで避難先の池新田を見ると、一時集合場所が浜岡中学校であり、その隣に※印で安定ヨウ素剤の緊急配布場所と記載がありますが、どのような場所になりますか。

A 1 浜岡中学校はバスで避難する者の集合場所となりますが、一時集合場所で安定ヨウ素剤を持っていない者に緊急配布する場所にもなるため、その印です。

更Q もう少し分かりやすく文章で示した方が良いと思います。

更A 注意書きの記載方法を検討します。

(2) 市職員の避難について

Q 2 一時集合場所の浜岡中学校からの避難において、市の職員は運営要員として活動すると思いますが、職員はずっと浜岡中学校に滞在するのですか。

A 2 市民が避難した後に市の職員も避難先に向かいます。

(3) バス避難の際の運転手について

Q 3 バスで避難する際の運転手は誰が行いますか。

A 3 静岡県が静岡県バス協会と協定を結んでいます。協定に基づきバスが配車される計画です。

更Q 原子力災害時に本当にバスが来てくれますか。ドライバーは心配しませんか。そういった部分での混乱が心配です。

更A 放出前避難であり、問題なく配車される計画です。混乱が起きないように、県や関係機関と協議し避難行動を検討します。

(4) バス避難における避難所への移動について

Q 4 バスでの避難の際に、避難経由所のガーデンパークから避難所へ移動する際には避難したバスで移動しますか。

A 4 避難したバスで避難所へ移動します。

(5) 警察などの交通誘導について

Q 5 避難時には警察が避難誘導を行いますか。

A 5 警察や自衛隊など実動機関の協力のもと避難が実施されます。交通渋滞も想定されるため、そのような場合の避難時には警察が交通誘導を行います。

(6) 最悪の被害想定での避難について

Q 6 説明を聞き対策が進んでいると感じましたが、原子力災害が南海トラフ地震と同時に起こった場合には、火力発電所が壊れ停電し電気やスマホが使えない、道路も通れない、橋も落橋している。そうした時に避難指示はどのように行うのか、どうやって避難するのか、最悪のケースの避難方法を教えていただきたい。

A 6 南海トラフ地震が起きた際は、道路が壊れ通れなくなる心配はあると思います。道路や橋は耐震補強を順次進めています。一方で被害が出た際には、実動機関による道路啓開が考えられます。災害時に通行できなくなった道路を自

衛隊等の実動機関が通行できるように対処します。これは、国や県などと連携して進める必要があります。

同報無線は停電しても蓄電池で3日間程度は動くため、初期の段階では同報無線を流すことができます。それ以上となると、電池が無くなることも考えられます。その場合には市の広報車での広報が考えられます。

2 避難等に係る広報について

(1) 広域避難の動画・ガイドマップのQRコードについて

Q7 動画が分かり易く良かったと感じています。QRコードから動画が確認できるということですが、今一度教えてほしいです。

A7 原子力防災ガイドマップにQRコードが付いています。QRコードが市のホームページにリンクしていますので、先ほどの動画も確認いただけます。原子力防災ポータルサイトのQRコードも原子力防災ガイドマップの1ページに掲載していますのでご確認ください。

3 避難先について

(1) 避難途中における避難先の変更について

Q8 避難先が1から2へ切り替わる指示のタイミングが分かりにくいと思います。避難先1に向かって出発後に避難先2へ行くことになると、戻らなくてはならないことも想定されます。

A8 避難先が1から2へ切り替わることは基本的にありません。理由は、静岡県が避難指示の前に避難先1と2のどちらに避難できるかの確認を行い、避難先が1か2のいずれかに決定した後に避難指示を出すためです。

4 避難経路について

(1) 相良・牧之原インターチェンジの利用について

Q9 避難する際に、相良・牧之原インターを使って避難してもよいですか。

A9 原子力災害広域避難ガイドマップには、西方避難の原則を示すため、菊川インターチェンジを記載しています。実情に応じて、相良・牧之原インターチェンジの利用は可能です。

更Q 相良・牧之原インターチェンジも利用可能であるのなら、ガイドマップにも追記してほしい。菊川インターチェンジの1か所に集まると渋滞すると思います。

更A ガイドマップへの記載方法を検討します。

5 避難退域時検査場所について

(1) 放射性物質放出前避難証明書について

Q10 避難退域時検査場所を通らずに避難経由所に行くと、施設に入れてもらえないという話を聞きましたが、その場合はどのような対応となりますか。放射性物質放出前避難証明書がない場合です。

A10 避難経由所では放射性物質放出前避難証明書の確認がマニュアル化されています。この証明書がない方は避難経由所で再発行する、又は避難退域時検査場所に戻っていただく可能性があります。浜松市及び長野県の避難経由所における証明書がない方への具体的な手順は検討中です。

更Q 避難退域時検査場所を通らずに、長野県へ行ってしまう人もいないかもしれないので、厳格な対応をお願いします。

更A 原則的には必ず避難退域時検査場所を通過してもらいます。ただし、証明書の紛失などは考えられるため、その場合の対応は必要となると考えています。

(2) 避難退域時検査場所の開設について

Q11 白羽地区が避難先2へ行く際のルートでは、東名高速道路で、避難退域時検査場所の候補箇所が遠州豊田PA・三方原PA・浜名湖PAとありますが、一番近い、遠州豊田PAに行けばよいですか。

A11 避難退域時検査場所は候補箇所からいずれかが開設されます。このことから、東名高速道路であれば、3つの候補箇所からどの場所が開かれるか決まっています。避難の際に、同報無線や原子力ポータルなどで開設箇所を周知します。この避難退域時検査場所は、地区毎の指定はありません。

6 要配慮者の避難について

(1) 社会福祉施設の避難計画について

Q12 高齢者施設や病院などの社会福祉施設に、原子力災害時の避難計画を作成してもらうことは、危機管理課の役目ではないですか。

A12 市内の社会福祉施設等において、原子力災害時の避難計画を作成してもらえるよう危機管理課で支援しています。市立御前崎総合病院や東海清風園などの入所施設では既に計画が策定済みとなっています。小中学校、幼保園も同様に策定済みです。

7 原子力災害広域避難計画について

(1) 避難計画の認可について

Q13 国や県が市の広域避難計画を認めているのですか。万が一被害が生じた場合に補償するのは国です。事前に承認を得て、国や県にも責任を持ってもらいたいと考えます。市民にも国や県が認めていることを示すことで理解が進むと思います。

A13 当市の原子力災害広域避難計画は、静岡県の浜岡地域原子力災害広域避難計画により、御前崎市の避難先は避難先1が浜松市、避難先2が長野県と定められており、浜松市、長野県に了解を得ています。市の計画はその詳細を記載しているものです。また、今後、原子力発電所の所在地域ごとに設置されている「地域原子力防災協議会」において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体が参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の「緊急時対応」を取りまとめます。「緊急時対応」は全閣僚と原子力規制委員長等で構成される「原子力防災会議」に報告され、国（内閣総理大臣）がその内容が具体的かつ合理的となっていることについて了承します。

更Q そのためには実行性あるものが必要だと思います。その報告時期の目安はありますか。

更A 時期は分かりませんが、どのような対応が必要であるかは先行事例がありますので、それを参考として対応しています。

(2) 避難人口や避難車両数について

Q14 避難先との協議において想定する、PAZ圏内の人口はどの程度ですか。また、車の台数は何台程度を想定していますか。

A14 避難計画の対象となる人口は、当市が3万1千人、牧之原市を含めると約4万4千人の人口となります。当市の避難車両数は、避難先と協議する中で1万台程度を見込み、受入をお願いしています。

8 原子力防災の周知について

(1) 原子力防災の意識高揚について

Q15 原子力災害は地域防災計画に記載されており、自然災害と同様の扱いをする必要を感じます。方面隊や自主防災会の役割の明確化など積極的に意識を高めた方が良いと考えます。災害時の対応は行政のみではできません。民間も含めた仕組みを作る方が良いと考えます。

A15 方面隊・自主防災会における原子力災害時の対応計画を作成していく必要があると考えています。また、原子力防災訓練を年に1回実施しています。この訓練には例年、町内会から代表者に出席いただき100名程度の参加者がありますので、この際にも原子力災害・防災について周知し認知度を向上させたいと考えています。

(2) 原子力防災訓練について

Q16 例年9月と12月に防災訓練を行っていますが、同じ訓練を2回するのではなく、この地域は原子力災害のリスクを大きく抱えている地域ですので、その内1回は、先ほどの動画のような、段階的な行動を同報無線などで住民に周知する訓練などを行えば、住民への周知にもつながるのではないのでしょうか。その前後に説明会を実施することでもう少し効果的に周知できないのでしょうか。

A16 9月と12月の訓練は、原子力災害に進展しない形で現状は実施しています。毎年2月頃には、原子力防災訓練も実施しています。原子力防災訓練では、各町内会から100名程度ご参加いただいています。先ほどのご質問のとおり、地域防災訓練などで、地震災害から原子力災害へ進展する流れを行うことで、実際の災害に即した訓練ができる面があると思います。いただいたご意見、大変参考となりました。訓練を計画する際に、市としても検討の中に入れさせていただきます。

9 損害賠償について

(1) 損害賠償の範囲について

Q17 避難行動の説明は良く分かりました。別紙、避難に関するQ&AのQ9損害賠償について、高速道路やガソリン代の他にどのようなものが対象となりますか。

A17 避難をする際に要した費用として、具体的には、高速道路やガソリン代の他、避難するに当たって、原子力災害と相当因果関係があり、社会通念上認められる範囲の経費は損害賠償の対象となると思われます。一般論として認識いただきたいと思ひます。